災害時における燃料等の供給に関する協定書

災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合における措置としての浦安災害対策本部活動用車両等の燃料供給について、浦安市（以下「甲」という。）と千葉県石油商業協同組合浦安支部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（本部活動用車両等）
第１条　この協定の対象となる浦安市災害対策本部活動用車両等とは、浦安市の表示を掲げた甲所有の車両、浄水機、炊飯器、発電機及び可搬式小型動力ポンプとする。

（燃料等の種類）
第２条　燃料等の種類は、ガソリン及び軽油及び灯油とする。ただし、その他緊急にも必要なものについても、乙は支障のない範囲で要請に応じるものとする。

（供給手続）
第３条　甲は、災害時に燃料等の供給を受けようとするときは、災害時燃料等供給要請書（様式１。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、要請書をもってすることができないときは、電話等で要請し事後速やかに要請書を提出するものとする。

（供給の方法）
第４条　前条の規定による要請後、甲は乙の組合員店において、別紙記載の給油券（Ａ・Ｂ）により燃料の供給を受けるものとする。

２　前項の規定により甲から要請を受けた乙の組合員店は甲に対し、優先的に燃料を供給するものとする。

３　前項の規定による燃料供給後、当該給油券はＡ票は甲が保管し、Ｂ票は乙の組合員店が保管するものとする。

（支払い）
第５条　甲は災害復旧後、乙に対し、速やかに適正な価格により供給を受けた燃料の代金を支払うものとする。

（期間）
第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から３年とする。ただし、有効期間の満了の１月前までに甲・乙のいずれからも解約の申出がない限り自動的に継続するものとする。

（協議）
第７条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲・乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し甲・乙記名押印の上、各自１通を保有する。
また、写しを乙の組合員が保有する。

平成８年８月３０日

（甲）　千葉県浦安市猫実１丁目１番１号
浦安市
浦安市長　熊　川　好　生

（乙）　千葉県浦安市猫実１丁目21番45号
千葉県石油商業協同組合
浦安支部長　小　菅　健　一

変　更　協　定　書

浦安市（以下「甲」という。）及び千葉県石油商業協同組合市川浦安支部　浦安ブロック（以下「乙」という。）は、平成８年８月30日に甲乙間で締結した「災害時における燃料等の供給に関する協定書」（以下「協定書」という。）の内容の一部変更について協議が成立したので、協定書の一部を次のように変更する。

記

１　協定書中「千葉県石油商業協同組合浦安支部」を「千葉県石油商業協同組合市川浦安支部　浦安ブロック」に改める。

２　第１条中「甲所有の」を「甲指定の」に改める。

平成26年11月1日

甲　千葉県浦安市猫実一丁目１番１号
浦　安　市
浦安市長　　松　崎　秀　樹

乙　千葉県浦安市猫実二丁目31番12号
千葉県石油商業協同組合市川浦安支部浦安ブロック
支部長　　　小　川　康　弘